

Academic Eligibility for KG athletes

(関西学院大学体育会員に関する対外試合出場のための資格制度)

関西学院大学 学生生活動支援機構

内容

■ 1. 目的.....	2
■ 2. 学業条件.....	2
■ 3. 判定通知の時期.....	3
■ 4. 学業条件を満たしていない場合.....	3
□ 4-1. 試合・大会への上場停止.....	4
■ 4-1-1. 停止となる期間.....	4
■ 4-1-2. 停止となる試合・大会.....	4
□ 4-2. 修学支援プログラムの受講.....	4
■ 4-2-1. 修学支援プログラムの概要.....	4
■ 4-2-2. 対象となる期間.....	4
■ 4-2-3. 受講に伴い試合・大会出場が認められるケース.....	5
■ 5. 対象となる学生.....	5

■ 1. 目的

関西学院大学体育会に所属する学生が、学業の重要性を認識し、学業とスポーツ活動との両立を実現することによって、以下に記す大学の理念と目標に沿った人材育成を実現するとともに、体育会学生が体育会のモットーである“Noble Stubbornness”を自ら実現するために、本制度を制定する。

関西学院大学の理念・目的

関西学院大学はその理念とするキリスト教主義に基づき、教育基本法および学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、人格を陶冶することを目的とする。

本学初代学長（第4代院長）C. J. L. ベーツが提唱したスクールモットー“Mastery for Service（奉仕のための練達）”は、関西学院の建学の精神を簡潔に表現するものであり、「社会貢献のためにこそ実力を身につけよ」と解されている。本学は、知性を、そして自らが持つすべての豊かさを、隣人のために用いることを強調するとともに、創立当初から培われてきた国際性と社会貢献への使命感を身につけた世界市民の育成を重視する。

本学は、教育においては、全人的教養および専門的知識・技能を修得させるとともに、広く創造力、課題発見能力、課題解決能力そして実行力を培うことをめざす。また、研究においては、本学として特色ある基礎研究を強化しつつ、応用研究および先端的研究を発展充実させるとともに、研究成果を社会に還元して、社会貢献することをめざす。

（関西学院大学ホームページより）

■ 2. 学業条件

在籍期間中に修得している単位数によって、試合出場資格の有無を下表のとおり判定する。

在籍期間（春入学の場合）	資格判定	①出場資格あり	②条件付き 出場資格あり	③出場資格なし
0.5年（1年春） 終了時	1次判定	13単位以上	12単位以下	
1年（1年秋） 終了時	2次判定	25単位以上	24～21単位	20単位以下
1.5年（2年春） 終了時	復活判定	38単位以上	37～31単位	30単位以下
2年（2年秋） 終了時	3次判定	50単位以上	49～42単位	41単位以下
2.5年（3年春） 終了時	復活判定	62単位以上	61～52単位	51単位以下

3年（3年秋） 終了時	4次判定	75単位以上	74～62単位	61単位以下
3.5年（4年春） 終了時	復活判定	87単位以上	86～73単位	72単位以下
4年（4年秋） 終了時	復活判定	100単位以上	99～83単位	82単位以下

※資格判定は、「1次～4次判定」の4回を基本とし、全員を対象に判定を実施する。

※復活判定は前回判定で「②条件付き資格あり」「③資格なし」判定となった者に実施する。また、対象でない者に対しても単位を確認し、「②条件付き資格あり」「③資格なし」相当の者には文書で注意喚起を実施する。

※各学部が定める必修科目の単位修得状況や研究演習等の履修のための先修条件等については勘案しない。

当該基準はあくまでも試合・大会出場資格を得るための基準であり、大学が4年で卒業しなくても良いと考えているわけでは決してありません。競技者である前に大学生ですから、4年で卒業を目指すのは当たり前のことです。つまり、当該基準は、試合や大会に出場するための「最低限、必要とされる資格」と考えてください。

■ 3. 判定通知の時期

各学期成績発表後3週間以内に大学より体育会各部の部長・学生代表者（主将および主務）・該当する学生本人に文書で通知する。

※通知後に成績の変更があった場合は申し出に応じて別途検討する。

■ 4. 学業条件を満たしていない場合

条件を満たしていない「②条件付き資格あり」「③資格なし」判定の者は試合・大会に出場することはできない。また、修学支援プログラムの受講が原則義務付けられる。

※該当する学生が選手以外の役割を持っている場合は、試合・大会でその役割にあたることはできない。

□ 4 - 1. 試合・大会への出場停止

■ 4 - 1 - 1. 停止となる期間

春学期判定結果での停止期間は 10/1～翌年 3/31 まで適用される。

秋学期判定結果での停止期間は 4/1～9/30 まで適用される。

■ 4 - 1 - 2. 停止となる試合・大会

本制度で対象となる試合・大会とは以下を指す。

- ・ 体育会各部が参加する対外的な試合・大会（公式戦・交流戦・練習試合等を含む）
- ・ 該当する学生個人が参加する対外的な試合・大会（外部の協会等から選抜選手として召集される試合・大会も含む）

※紅白戦や OBOG 戦のように対戦相手が同じ部内である場合は、「対外的な試合・大会」に含まない。主催が部や OBOG 会であっても、対戦相手が部外のチームまたは個人である場合は、「対外的な試合・大会」に含む。

※国際大会に出場する日本代表に選抜された場合でも例外ではない点、注意すること。

□ 4 - 2. 修学支援プログラムの受講

■ 4 - 2 - 1. 修学支援プログラムの概要

プログラムは週 1 回、各回 90 分間のプログラムとなる。体育会各部は部の責任をもって該当者をプログラムに参加させる必要がある。プログラムは練習等の体育会の活動より優先されるものとする。このプログラムは単位認定されない。このプログラムの費用は学生活動支援機構が負担する。

■ 4 - 2 - 2. 対象となる期間

秋学期に該当した者 10 月～12 月の 3 ヶ月を原則とする。

春学期に該当した者 4 月～ 6 月の 3 ヶ月を原則とする。

■ 4 - 2 - 3. 受講に伴い試合・大会出場が認められるケース

「②条件付き資格あり」判定の者は修学支援プログラムへのすべての出席を条件に試合出場資格を得ることができる。大学は出席状況を確認し、所属する部長・学生代表者（主将および主務）・該当する学生へ出場資格の有無を通知する。ただし、プログラムの時間と試合・大会が重複する場合はプログラムへの参加が優先される。

■ 5. 対象となる学生

2019年度以降入学生が対象。

※なお、本合意事項の対象外となる学生であっても、本合意事項の設置目的の達成のために努力を求める。